

- 1 議案第95号 立川市柴崎図書館ほか2施設の指定管理者の指定について
- 2 議案第96号 立川市幸図書館ほか4施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年11月30日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定の期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとして、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 立川市柴崎図書館ほか 2 施設

(1) 公の施設の名称及び位置

ア 立川市柴崎図書館

立川市柴崎町 2 丁目 20 番 5 号

イ 立川市上砂図書館

立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1

ウ 立川市多摩川図書館

立川市富士見町 6 丁目 51 番 1 号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ヴィアックス

東京都中野区弥生町 2 丁目 8 番 15 号

2 立川市幸図書館ほか 4 施設

(1) 公の施設の名称及び位置

ア 立川市幸図書館

立川市幸町 5 丁目 83 番地の 1

イ 立川市西砂図書館

立川市西砂町 6 丁目 12 番地の 10

ウ 立川市高松図書館

立川市高松町 3 丁目 22 番 5 号

エ 立川市錦図書館

立川市錦町 3 丁目 12 番 25 号

オ 立川市若葉図書館

立川市若葉町 3 丁目 34 番地の 1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚 3 丁目 1 番 1 号